

平成 27 年度

八尾市財政健全化及び経営健全化審査意見書

八尾市監査委員

八監第69号
平成28年8月30日

八尾市長 田中誠太様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 大野義信
同 露原行隆

平成27年度 八尾市財政健全化
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された平成27年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

平成27年度 八尾市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成27年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年7月27日から同年8月30日まで

第3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

年度・基準 各比率	平成27年度	対前年度 増 減	平成26年度	早期健全化基準	財政再生 基 準
① 実質赤字比率	— (0.08%の黒字)	—	— (0.03%の黒字)	11.25%の赤字	20.00%の赤字
② 連結実質赤字比率	— (18.31%の黒字)	—	— (18.37%の黒字)	16.25%の赤字	30.00%の赤字
③ 実質公債費比率	7.4%	0.4	7.0%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	51.8%	9.7	42.1%	350.0%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、それぞれ「—」と表示している。
なお、参考のため、黒字の比率を（）内にそれぞれ表示している。

① 実質赤字比率 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率 … 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

本市においては前年度と同様、平成27年度の実質赤字額がないことから、同比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

本市においては前年度と同様、平成27年度の連結実質赤字額がないことから、同比率は生じていない。

なお、赤字計上された国民健康保険事業特別会計においては、実質赤字額が前年度に引き続き減少したものの、依然厳しい財政状況が続いていることから、収支改善が図られるよう今後の事業運営に留意されたい。

③ 実質公債費比率について

本市における平成27年度の実質公債費比率は7.4%となっており、前年度と比較すると0.4ポイント悪化したが、早期健全化基準との比較においてはこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

本市における平成27年度の将来負担比率は51.8%となっており、前年度と比較すると9.7ポイント悪化したが、早期健全化基準との比較においてはこれを下回っている。

平成27年度 八尾市経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

平成27年度八尾市病院事業会計、八尾市水道事業会計及び八尾市公共下水道事業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年7月27日から同年8月30日まで

第3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計別 ＼年度・基準	平成27年度	対前年度 増 減	平成26年度	経営健全化基準
① 病院事業会計 資金不足比率	— (39.4%の資金剩余)	—	— (38.1%の資金剩余)	20.0%の資金不足
② 水道事業会計 資金不足比率	— (100.5%の資金剩余)	—	— (98.1%の資金剩余)	20.0%の資金不足
③ 公共下水道事業会計 資金不足比率	— (6.3%の資金剩余)	—	—	20.0%の資金不足
公共下水道事業特別会計資金不足比率	—	—	— (16.2%の資金剩余)	20.0%の資金不足

※資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示している。

なお、参考のため、資金剩余の比率を()内にそれぞれ表示している。

※公共下水道事業特別会計は、平成27年4月1日から地方公営企業会計(公共下水道事業会計)に移行した。

資金不足比率 … 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

(2) 個別意見

① 病院事業会計資金不足比率について

本会計においては前年度と同様、平成27年度の資金不足額がないことから、同比率は生じていない。

② 水道事業会計資金不足比率について

本会計においては前年度と同様、平成27年度の資金不足額がないことから、同比率は生じていない。

③ 公共下水道事業会計資金不足比率について

本会計においては、平成27年度の資金不足額がないことから、同比率は生じていない。